

鎌倉市選挙管理委員会告示第 117 号

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、24,877 である。

令和 7 年 3 月 3 日

鎌倉市選挙管理委員会  
委員長 奥津 淑子

